

懸賞論文 募集！

一般財団法人日本刑事政策研究会
読 売 新 聞 社
後援 法 務 省（申請中）

論文の題目・賞

外国人との共生社会における刑事政策の在り方について

未発表のものに限る

優れた論文には、次の各賞を授与致します。

I 優秀賞・読売新聞社賞
賞金 20 万円・賞品

II 佳作
賞金 5 万円

1 懸賞論文募集の趣旨

日本刑事政策研究会は、50年以上にわたり、刑事政策研究会会報誌「罪と罰」の発刊等を通じて、刑事政策思想の普及を図る活動や、社会福祉の増進に寄与する活動をしてきました。読売新聞社は、法務省主催の「社会を明るくする運動」の後援等の活動を行ってきました。

住みよい社会を作り上げるために刑事政策が特に重要であるとの観点から、毎年、刑事政策に関する論文の募集を共催し、優れた論文に対して賞状賞金を贈呈しています。

2 応募資格

大学又は大学院に在学する学生に限る。

3 論文の提出期限

令和2年8月31日（月）必着

4 論文の審査

(1) 審査委員

元学習院大学法科大学院教授（弁護士）	龍岡資晃
慶應義塾大学法学部教授	太田達也
法政大学大学院法務研究科教授	安東美和子
読売新聞東京本社販売局次長・	
読売新聞グループ本社社長室次長	原口隆則
法務総合研究所長	上富敏伸

(2) 最終審査

令和2年11月下旬ころ

5 受賞者の発表等

(1) 受賞者の発表は「罪と罰」誌上及び読売新聞紙上において行います。

(2) 優秀賞の論文は「罪と罰」誌に全文掲載するほか、読売新聞紙に掲載されることもあります。

6 応募要領等の詳細

出題の趣旨、論文作成上の注意事項及び分量、論文提出に当たっての留意事項等、応募要領の詳細は、一般財団法人日本刑事政策研究会のホームページ（<http://www.jcps.or.jp/>）に掲載しておりますので、必ず確認の上、応募願います。

刑事政策に関する懸賞論文応募要領等

一般財団法人日本刑事政策研究会
読売新聞社
後援 法務省(申請中)

1 懸賞論文募集の趣旨

これまで、一般財団法人日本刑事政策研究会は、刑事政策に関する優れた研究に対する「刑事政策研究会賞」の授与、会報誌「罪と罰」(季刊)の発刊等を通じ、また、読売新聞社は、法務省主催の「社会を明るくする運動」の後援等により、それぞれ「犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生を実現する」ことを目的とする活動を行ってきました。

住み良い社会を作り上げるためには、このような刑事政策思想の普及が特に重要であるとの観点から、この度、我が国の将来を担う大学又は大学院の学生を対象として、刑事政策に関する論文の募集を共催し、優れた論文に対して賞状及び賞金を贈呈することといたしました。

奮って応募してください。

2 論文の題目等

外国人との共生社会における刑事政策の在り方について

平成24年まで1000万人を下回っていた外国人入国者数は令和元年には3118万人を超え、我が国に在留する外国人も同年6月末時点で約283万人、我が国で就労する外国人も同年10月末時点で約166万人と過去最多を記録した。このように外国人の入国者・就労者が増加していく中、平成30年12月、出入国管理及び難民認定法が改正され(平成31年4月施行)、新たな在留資格である「特定技能1号」及び「特定技能2号」が創設され、特定技能2号の在留資格を有する外国人については、その配偶者及び子についても「家族滞在」の在留資格で在留することも可能とされた。政府は、制度開始から5年間で、特定技能の在留資格を有する外国人の数が最大約34万5000人に上ると見込んでおり、今後、特定技能の在留資格を有する者やその家族を含む外国人が我が国の社会の中で一定の地位を占めていくことが見込まれる。政府は、このような外国人材を我が国に適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して目指すべき方向を示すものとして、平成30年12月、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を決定し、現在、関連施策を実施している。

我が国における外国人犯罪の現状を見ると、外国人の刑法犯検挙人員は、平成17年に1万4786人を記録した後、翌年から減少し、近年、外国人の来日・在留者数が増加していく中でも大きく増加することはない、1万人を若干超える水準で推移している。また、日本人と異なる処遇を必要とするF指標の入所受刑者についても、平成16年には1690人に達したが、近年は500人以下で推移している。しかしながら、来日外国人による刑法犯検挙件数について、窃盗が占める割合が低下する一方、傷害・暴行が占める割合が上昇していること、来日外国人被疑事件の検察庁新規受理人員を国籍等別で見ると、ベトナムの占める割合が上昇していることなど、その動向には一定の変化の傾向が認められる。また、近年少年犯罪が大きく減少していく中で、外国人犯罪少年の家庭裁判所送致人員(交通関係を除く)は1000人前後、少年院入院者も60人前後と横ばいで推移している上、一定数の外国人少年(永住者及び特別永住者を除く)に対して保護観察が実施されている。

外国人との共生社会においては、外国人が、日本人と同様に、社会を構成する一員として、我が国において生活・就労していくこととなるが、その際には、言語、文化、生活習慣の違い等により、コミュニケーションに支障が生じたり、我が国において生活するのに必要・有益な情報が得られなかったり、ひいては、経済面・社会面・生活面において苦境に陥ったりすることもあり得る。そして、これらのことも影響し、外国人が犯罪・非行の加害者・被害者となることもあり得る。また、罪を犯した外国人(外国人少年を含む)に対する処遇については、文化や生活習慣の違い等を踏まえて実施される必要がある。今後、外国人との共生社会において、外国人が犯罪・非行に及ぶことや犯罪被害に遭うことを防止するとともに、罪を犯した外国人の立ち直りを支援していくための施策や取組の必要性・重要性が一層高まっていくものと思われる。

そこで、こうした現状等を踏まえ、外国人との共生社会における刑事政策の在り方について、幅広い視野に立ち、自由な発想で論じていただきたい。なお、字数の制限もあるので、総花的な評論ではなく、具体的な施策として実現可能性がある提案の形で、少数のポイントに絞って論じていただきたい。

3 応募要領

- 応募資格
大学又は大学院に在学する学生に限ります。
- 論文作成上の注意事項及び分量

ア パソコン・ワープロで作成する場合は、A4判用紙(特定の大学、機関名等の入ったものは不可)を使用し、横書き、1ページ34字×32行、活字約12ポイント、枚数は4ページ以上6ページ以内(文字換算4,000字以上6,400字以内)とします。

手書きする場合は、市販のA4判横書き用400字詰め原稿用紙を使用し、黒又は青インクの万年筆又はボールペンを使用して記載してください。鉛筆書きは無効とします。枚数は、同原稿用紙10枚以上16枚以内とします。

なお、統計表・グラフ等を用いる場合は、パソコン・ワープロ・手書きとも指定枚数内に収まるようにしてください。

イ 論文を記述した用紙には、氏名、大学名、担当教授名その他予断を生ずるような事項を記入しないでください(氏名等は、(3)のとおり、別紙に記載していただくことになっております。)

ウ 募集しているのは試験の答案ではなく学術論文ですから、著作権法(特に第32条)にも留意しつつ、既に発表されている情報・意見等については、それに言及する際、その都度適切な出典を注記し、また、判例・統計・グラフ等を引用するときにも、その都度資料源を明記して、一読しただけでどの部分が他者から得た情報でどの部分が独自の調査・収集に係る未発表の情報や主張であるかが判然とするようにしてください。

このような学術論文作成上のマナーを無視し、多くの文献に依拠しながら単に論文の末尾に引用文献を列挙するにとどまるようなものは、審査対象外とします。

- 論文提出に当たっての留意事項
論文の提出に当たっては、論文の本文とは別に、次の書面を作成し、これを論文の本文に添付してください。
ア 別紙として、論文作成者の氏名(振り仮名を付ける。)、生年月日、住所、電話番号、大学名、学部及び学年を記載した書面
イ 論文の要旨を字数800字以内にまとめた書面
- 論文提出は、1名一論文に限ります。
- 提出期限 令和2年8月31日(月) 必着厳守

- 論文の提出先
〒279-0013
千葉県浦安市日の出2丁目1番16号
法務省浦安総合センター内
一般財団法人 日本刑事政策研究会 懸賞論文受付係
電話 047-304-5571

なお、封筒表面に「懸賞論文」と朱記してください。

4 賞及び賞金

優れた論文には、次の各賞に応じ、それぞれ賞金や賞品が贈呈されます。

- 優秀賞(2名以内)
刑事政策研究会賞 各賞金20万円
及び
読売新聞社賞 各賞品
- 佳作(5名以内)
刑事政策研究会賞 各賞金5万円

5 論文の審査

- 審査委員
元学習院大学法科大学院教授(弁護士) 龍岡資晃先生
慶應義塾大学法学部教授 太田達也先生
法政大学大学院法務研究科教授 安東美和子先生
読売新聞東京本社販売局次長・
読売新聞グループ本社社長室次長 原口隆則先生
法務総合研究所長 上富敏伸先生
- 審査の最終決定は、令和2年11月下旬ころの予定です。ただし、審査過程に関する問い合わせには応じません。なお、応募論文は、返却いたしません。

6 受賞者の発表等

- 受賞者の発表は、一般財団法人日本刑事政策研究会の発刊する前記「罪と罰」誌上及び読売新聞紙上において行います。
- 優秀賞の論文は、「罪と罰」誌に全文掲載するほか、内容のいかんによっては、読売新聞紙に掲載されることもあります。なお、受賞論文の著作権は、一般財団法人日本刑事政策研究会に帰属することとします。